

昭和二十三年法律第七十六号

檢察官の俸給等に関する法律

第一条 檢察官の給与に關しては、檢察庁法（昭和二十二年法律第六十一号）及びこの法律に定めるものを除き、検事総長、次長検事及び検事長については、特別職の職員に關する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）第一条第一号から第四十二号までに掲げる者の例により、一号から八号までの俸給を受ける検事及び附則第三条に定める俸給月額俸給又は一若しくは二若しくは三若しくは四若しくは五若しくは六若しくは七若しくは八若しくは九若しくは十若しくは十一若しくは十二若しくは十三若しくは十四若しくは十五若しくは十六若しくは十七若しくは十八若しくは十九若しくは二十若しくは二十一若しくは二十二若しくは二十三若しくは二十四若しくは二十五若しくは二十六若しくは二十七若しくは二十八若しくは二十九若しくは三十若しくは三十一若しくは三十二若しくは三十三若しくは三十四若しくは三十五若しくは三十六若しくは三十七若しくは三十八若しくは三十九若しくは四十若しくは四十一若しくは四十二若しくは四十三若しくは四十四若しくは四十五若しくは四十六若しくは四十七若しくは四十八若しくは四十九若しくは五十若しくは五十一若しくは五十二若しくは五十三若しくは五十四若しくは五十五若しくは五十六若しくは五十七若しくは五十八若しくは五十九若しくは六十若しくは六十一若しくは六十二若しくは六十三若しくは六十四若しくは六十五若しくは六十六若しくは六十七若しくは六十八若しくは六十九若しくは七十若しくは七十一若しくは七十二若しくは七十三若しくは七十四若しくは七十五若しくは七十六若しくは七十七若しくは七十八若しくは七十九若しくは八十若しくは八十一若しくは八十二若しくは八十三若しくは八十四若しくは八十五若しくは八十六若しくは八十七若しくは八十八若しくは八十九若しくは九十若しくは九十一若しくは九十二若しくは九十三若しくは九十四若しくは九十五若しくは九十六若しくは九十七若しくは九十八若しくは九十九若しくは百の俸給を受ける副検事については、一般職の職員に關する法律（昭和二十五年法律第九十五号）による指定職俸給表の適用を受ける職員に關する法律（昭和二十五年法律第九十五号）による指定職俸給表の適用を受けては、一般官吏の例による。ただし、俸給の特別調整額、超過勤務手当、休日給、夜勤手当及び宿日直手当は、これを支給しない。

2 次長検事及び検事長には、一般官吏の例により、單身赴任手当を支給する。

3 寒冷地に在勤する検事長には、一般官吏の例により、寒冷地手当を支給する。

第二条 檢察官の俸給月額額は、別表による。

第三条 法務大臣は、初任給、昇給その他檢察官の給与に關する事項について必要な準則を定め、これに従つて各檢察官の受くべき俸給の号等を定める。

2 前項に規定する準則は、法務大臣が内閣總理大臣と協議して、これを定める。

第四条 檢察庁法第二十四条の規定により欠位を待つことを命ぜられた檢察官には、引き続き扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、期末手当及び寒冷地手当を支給する。

附則 この法律は、公布の日から、これを施行する。

第一条 この法律は、公布の日から、これを施行する。

第二条 この法律の規定は、国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）のいかなる条項をも廢止し、若しくは修正し、又はこれに代わるものではない。

第三条 副検事の俸給月額額は、特別のものに限り、当分の間、第二条の規定にかかわらず、六十三万六千円とすることができる。

第四条 檢察官の俸給等に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第五号）附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日から平成二十六年三月三十一日までの間においては、檢察官に対する俸給の支給に当たつては、

俸給月額（檢察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律（平成十七年法律第百十八号）附則第三条の規定による俸給を含む。）から、当該俸給月額に次の各号に掲げる檢察官の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額に相当する額を減ずる。
一 検事総長 百分の二十
二 東京高等檢察庁検事長 百分の十五
三 次長検事及びその他の検事長 百分の十四
四 一号から十四号までの俸給を受ける検事及び前条に定める俸給月額の俸給又は一号から九号までの俸給を受ける副検事 百分の九・七七
五 十五号から二十号までの俸給を受ける検事及び十号から十六号までの俸給を受ける副検事 百分の七・七七
六 十七号の俸給を受ける副検事 百分の四・七七
七 前項の規定により俸給の支給に当たつて減ずることとされる額を算定する場合において、当該額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

3 前項に定めるもののほか、第一項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。
第五条 検事及び副検事の俸給月額は、当分の間、その者の年齢が六十三年に達した日の翌日以後、第三条第一項の規定によりその者の受ける号に応じた俸給月額に百分の七十を乗じて得た額（当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを切り上げて、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げるものとする。）とする。）とする。
2 檢察庁法第二十二條第三項の規定により検事に任命された者（第三条第一項に規定する準則（次項において単に「準則」という。）で定める者を除く。）には、当分の間、当該任命の日（以下この項において「任命日」という。）以後、前項の規定によりその者の受ける俸給月額のほか、任命日の前日にその者が受ける俸給月額に百分の七十を乗じて得た額（当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げるものとする。）と任命日に同項の規定によりその者の受ける俸給月額との差額に相当する額を俸給として支給する。
3 前項の準則で定める者であつて、同項の規定による俸給を支給される者との権衡上必要があ

ると認められる者には、当分の間、その者の受ける俸給月額のほか、準則で定めるところにより、同項の規定に準じて算出した額を俸給として支給する。
第六条 前条第一項の規定の適用を受ける檢察官に対する檢察庁法第二十五條及び国家公務員法第八十九條第一項の規定の適用については、「前三條又は檢察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号）附則第五條第一項」と、同項中「俸う降給」とあるのは「俸う降給及び檢察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号）附則第五條第一項の規定による降給」とする。

2 前項の規定は、国家公務員法附則第四條の規定により、檢察官の職務と責任の特殊性に基づいて、同法の特例を定めたものとする。
附則（昭和二十四年二月二日法律第二五四号）抄
この法律は、公布の日から施行する。
附則（昭和二十五年五月二日法律第一八一号）抄
この法律は、公布の日から施行し、昭和二十五年四月一日から適用する。
附則（昭和二十七年七月三十一日法律第二六八号）抄
この法律は、昭和二十七年八月一日から施行する。

1 この法律は、昭和二十七年八月一日から施行する。
附則（昭和二十七年二月二日法律第三二七号）抄
この法律は、公布の日から施行し、第九條及び別表の改正規定は、昭和二十七年十一月一日から適用する。
附則（昭和三十三年六月一日法律第一五七号）抄
この法律は、公布の日から施行し、昭和三十三年四月一日から適用する。
附則（昭和三十八年二月二日法律第一七七号）抄
この法律は、公布の日から施行し、昭和三十八年十月一日から適用する。
附則（昭和三十九年七月二日法律第二三三号）抄
この法律は、公布の日から施行する。
附則（昭和三十九年二月一七日法律第一七七号）抄
この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条及び第三条の規定は、昭和四十年四月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の檢察官の俸給等に関する法律の規定は、昭和三十九年九月一日から適用する。
附則（昭和四〇年五月一八日法律第六九号）抄
この法律は、公布の日から起算して九十日を超えない範囲内で政令で定める日から施行する。
附則（昭和四一年二月二日法律第一四三三号）抄
この法律は、公布の日から施行し、改正後の檢察官の俸給等に関する法律の規定は、昭和四十一年九月一日から適用する。
附則（昭和四二年二月二日法律第一四五五号）抄
この法律は、公布の日から施行し、改正後の檢察官の俸給等に関する法律（以下「改正後の法律」という。）の規定は、昭和四十二年八月一日から適用する。
附則（昭和四五年二月一七日法律第一二三三号）抄
この法律は、公布の日から施行し、第一条の規定による改正後の檢察官の俸給等に関する法律の規定は、昭和四十五年五月一日（以下「一切替日」という。）から適用する。
附則（昭和四八年九月二六日法律第九九号）抄
この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の檢察官の俸給等に関する法律の規定は、昭和四十八年四月一日から適用する。
附則（昭和五二年二月二日法律第九二号）抄
この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の檢察官の俸給等に関する法律の規定は、昭和五十二年四月一日から適用する。
檢察官が昭和五十二年四月一日以後の分として支給を受けた俸給その他の給与は、この法律による改正後の檢察官の俸給等に関する法律の規定による俸給その他の給与の内払とみなす。
附則（昭和五三年一〇月二二日法律第九四号）抄
この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の檢察官の俸給等に関する法律の規定は、昭和五十三年四月一日から適用する。
2 検事（檢察官の俸給等に関する法律別表検事の項一から八号までの俸給月額俸給を受け

る者）の俸給等に関する法律の規定は、昭和五十三年四月一日から適用する。

る者を除く。)及び副検事(同法第九条に定める俸給月額又は同法別表副検事の項一号の俸給月額俸給を受ける者を除く。)が昭和五十三年四月一日以後の分として支給を受けた俸給その他の給与は、この法律による改正後の検察官の俸給等に関する法律の規定による俸給その他の給与の内払とみなす。

附則 (昭和五十四年二月二日法律第六一号)

1 この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の検察官の俸給等に関する法律(以下「新法」という。)別表検事の項九号から二十号まで及び副検事の項二号から十六号までに係る部分の規定は昭和五十四年四月一日から、新法第九条、別表次長検事、東京高等検察庁検事長及びその他の検事長の項並びに別表検事の項一号から八号まで及び副検事の項一号に係る部分の規定は同年十月一日から適用する。

2 新法の規定を適用する場合においては、この法律による改正前の検察官の俸給等に関する法律の規定に基づいて支給された俸給その他の給与は、新法の規定による俸給その他の給与の内払とみなす。

附則 (昭和五十五年一月二九日法律第九八号)

1 この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の検察官の俸給等に関する法律(以下「新法」という。)別表検事の項九号から二十号まで及び副検事の項二号から十六号までに係る部分の規定は昭和五十五年四月一日から、新法第九条、別表次長検事、東京高等検察庁検事長及びその他の検事長の項並びに別表検事の項一号から八号まで及び副検事の項一号に係る部分の規定は同年十月一日から適用する。

2 新法の規定を適用する場合においては、この法律による改正前の検察官の俸給等に関する法律の規定に基づいて支給された俸給その他の給与は、新法の規定による俸給その他の給与の内払とみなす。

附則 (昭和五十六年二月二日法律第一〇〇号)

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第九条の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定並びに別表の改正規定中次長検事の項、東京高等検察庁検事長の項及びその他の検事長の項並びに検事の項一号から八号までに係る部分及び副検事の項一号に係る部分に係る部分は、昭和五十七年四月一日から施行する。

2 この法律による改正後の検察官の俸給等に関する法律(以下「新法」という。)別表検事の項九号から二十号まで及び副検事の項二号から十六号までに係る部分の規定は、昭和五十六年四月一日から適用する。

3 昭和五十六年四月一日から昭和五十七年三月三十一日までの間においては、新法別表検事の項九号から十二号までの俸給月額又は同表副検事の項二号から六号までの俸給月額俸給を受ける者の俸給については、新法の規定及び前項の規定にかかわらず、その額は、従前の例による額とする。

4 新法の規定を適用する場合においては、この法律による改正前の検察官の俸給等に関する法律の規定に基づいて支給された俸給その他の給与は、新法の規定による俸給その他の給与の内払とみなす。

附則 (昭和五十八年二月二九日法律第七三三号)

1 この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の検察官の俸給等に関する法律(以下「新法」という。)の規定は、昭和五十八年四月一日から適用する。

2 新法の規定を適用する場合においては、この法律による改正前の検察官の俸給等に関する法律の規定に基づいて支給された俸給その他の給与は、新法の規定による俸給その他の給与の内払とみなす。

附則 (昭和五十九年二月二日法律第八三三号)

1 この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の検察官の俸給等に関する法律(以下「新法」という。)の規定は、昭和五十九年四月一日から適用する。

2 新法の規定を適用する場合においては、この法律による改正前の検察官の俸給等に関する法律の規定に基づいて支給された俸給その他の給与は、新法の規定による俸給その他の給与の内払とみなす。

附則 (昭和六〇年二月二日法律第一〇一号)

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第一条第一項の改正規定は、昭和六十一年一月一日から施行する。

2 この法律による改正後の検察官の俸給等に関する法律(以下「新法」という。)第九条及び別表の規定は、昭和六十年七月一日から適用する。

3 新法の規定を適用する場合には、この法律による改正前の検察官の俸給等に関する法律の規定に基づいて支給された俸給その他の給与は、新法の規定による俸給その他の給与の内払とみなす。

附則 (昭和六一年二月二日法律第一〇五号)

1 この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の検察官の俸給等に関する法律(以下「新法」という。)の規定は、昭和六十一年四月一日から適用する。

2 新法の規定を適用する場合においては、この法律による改正前の検察官の俸給等に関する法律の規定に基づいて支給された俸給その他の給与は、新法の規定による俸給その他の給与の内払とみなす。

附則 (昭和六二年二月二日法律第一〇三三号)

1 この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の検察官の俸給等に関する法律(以下「新法」という。)の規定は、昭和六十二年四月一日から適用する。

2 新法の規定を適用する場合においては、この法律による改正前の検察官の俸給等に関する法律の規定に基づいて支給された俸給その他の給与は、新法の規定による俸給その他の給与の内払とみなす。

附則 (昭和六三年二月二日法律第一〇四号)

1 この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の検察官の俸給等に関する法律(以下「新法」という。)の規定は、昭和六十三年四月一日から適用する。

2 新法の規定を適用する場合においては、この法律による改正前の検察官の俸給等に関する法律の規定に基づいて支給された俸給その他の給与は、新法の規定による俸給その他の給与の内払とみなす。

3 新法の規定を適用する場合には、この法律による改正前の検察官の俸給等に関する法律の規定に基づいて支給された俸給その他の給与は、新法の規定による俸給その他の給与の内払とみなす。

附則 (平成二年二月二六日法律第八三三号)

1 この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の検察官の俸給等に関する法律(以下「新法」という。)の規定は、平成二年四月一日から適用する。

2 新法の規定を適用する場合においては、この法律による改正前の検察官の俸給等に関する法律の規定に基づいて支給された俸給その他の給与は、新法の規定による俸給その他の給与の内払とみなす。

附則 (平成三年二月二四日法律第一〇六号)

1 この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の検察官の俸給等に関する法律(以下「新法」という。)の規定は、平成三年四月一日から適用する。

2 新法の規定を適用する場合においては、この法律による改正前の検察官の俸給等に関する法律の規定に基づいて支給された俸給その他の給与は、新法の規定による俸給その他の給与の内払とみなす。

附則 (平成四年二月一六日法律第九〇六号)

1 この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の検察官の俸給等に関する法律(以下「新法」という。)の規定は、平成四年四月一日から適用する。

2 新法の規定を適用する場合においては、この法律による改正前の検察官の俸給等に関する法律の規定に基づいて支給された俸給その他の給与は、新法の規定による俸給その他の給与の内払とみなす。

附則 (平成五年一月二日法律第八〇六号)

1 この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の検察官の俸給等に関する法律(以下「新法」という。)の規定は、平成五年四月一日から適用する。

2 新法の規定を適用する場合には、この法律による改正前の検察官の俸給等に関する法律の規定に基づいて支給された俸給その他の給与は、新法の規定による俸給その他の給与の内払とみなす。

与は、新法の規定による俸給その他の給与の内
括とみなす。

附則 (平成六年六月一五法律第三三
号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月
を超えない範囲内において政令で定める日から
施行する。

附則 (平成六年十一月七日法律第九三
号)

1 この法律は、公布の日から施行し、この法律
による改正後の検察官の俸給等に関する法律
(以下「新法」という。)の規定は、平成六年四
月一日から適用する。

2 新法の規定を適用する場合には、この
法律による改正前の検察官の俸給等に関する法
律の規定に基づいて支給された俸給その他の給
与は、新法の規定による俸給その他の給与の内
括とみなす。

附則 (平成七年一〇月二五法律第一
二〇号)

1 この法律は、公布の日から施行し、この法律
による改正後の検察官の俸給等に関する法律
(以下「新法」という。)の規定は、平成七年四
月一日から適用する。

2 新法の規定を適用する場合には、この
法律による改正前の検察官の俸給等に関する法
律の規定に基づいて支給された俸給その他の給
与は、新法の規定による俸給その他の給与の内
括とみなす。

附則 (平成八年二月一〇日法律第一
一六号)

1 この法律は、公布の日から施行し、この法律
による改正後の検察官の俸給等に関する法律
(以下「新法」という。)の規定は、平成八年四
月一日から適用する。

2 新法の規定を適用する場合には、この
法律による改正前の検察官の俸給等に関する法
律の規定に基づいて支給された俸給その他の給
与は、新法の規定による俸給その他の給与の内
括とみなす。

附則 (平成九年二月一〇日法律第一
一六号)

1 この法律は、公布の日から施行する。ただ
し、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定め
る日から施行する。
一 第四条の改正規定 平成十年一月一日

二 第九条の改正規定並びに別表の改正規定中
検事総長の項、次長検事の項、東京高等検察
庁検事長の項及びその他の検事長の項並びに
検事の項一から八号までに係る部分及び副
検事の項一から二号までに係る部分 平成十
年四月一日

2 この法律による改正後の検察官の俸給等に関
する法律(以下「新法」という。)別表検事の
項九号から二十号まで及び副検事の項二号から
十六号までに係る部分の規定は、平成九年四月
一日から適用する。

3 新法の規定を適用する場合には、この
法律による改正前の検察官の俸給等に関する法
律の規定に基づいて支給された俸給その他の給
与は、新法の規定による俸給その他の給与の内
括とみなす。

附則 (平成一〇年一〇月二六日法律第
一四四号)

1 この法律は、公布の日から施行し、この法律
による改正後の検察官の俸給等に関する法律
(以下「新法」という。)の規定は、平成十年四
月一日から適用する。

2 新法の規定を適用する場合には、この
法律による改正前の検察官の俸給等に関する法
律の規定に基づいて支給された俸給その他の給
与は、新法の規定による俸給その他の給与の内
括とみなす。

附則 (平成一二年一月二五法律第
一四五号)

1 この法律は、公布の日から施行し、この法律
による改正後の検察官の俸給等に関する法律
(以下「新法」という。)の規定は、平成一一年
四月一日から適用する。

2 新法の規定を適用する場合には、この
法律による改正前の検察官の俸給等に関する法
律の規定に基づいて支給された俸給その他の給
与は、新法の規定による俸給その他の給与の内
括とみなす。

附則 (平成一二年二月二二日法律第
一六〇号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)
は、平成十三年一月六日から施行する。ただ
し、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定め
る日から施行する。

一 第九百九十五条(核原料物質、核燃料物質
及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正

する法律附則の改正規定に係る部分に限る。)
、第千三百五号、第千三百六号、第千三百二
十四号第二項、第千三百二十六号第二項及び
第千三百四十四号の規定 公布の日
附則 (平成一四年一月二七日法律第
一一四号)

この法律は、公布の日の属する月の翌月の初
日(公布の日が月の初日であるときは、その
日)から施行する。

附則 (平成一五年一〇月一六日法律第
一四四号)

この法律は、公布の日の属する月の翌月の初
日(公布の日が月の初日であるときは、その
日)から施行する。

附則 (平成一六年二月一日法律第一
四六号) 抄
(施行期日)

1 この法律は、平成十七年四月一日から施行す
る。

附則 (平成一七年一月七日法律第一
一八号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日の属する月の翌月
の初日(公布の日が月の初日であるときは、そ
の日)から施行する。ただし、第二条及び次条
から附則第六条までの規定は、平成十八年四月
一日から施行する。

第二条 前条ただし書に規定する規定の施行の日
(以下「二部施行日」という。)の前日から引き
続き副検事である者で、同日において第二条の
規定による改正前の検察官の俸給等に関する法
律別表(以下この条において「改正前の別表」と
いう。)副検事の項一から十六号までの俸
給月額(以下この条において「旧俸給月額」と
いう。)の俸給を受けていたもの(一部施行日
における俸給月額は、次の表の旧号欄に掲げる
旧俸給月額に係る改正前の別表副検事の項の号
に対応する次の表の新旧欄に掲げる第二条の規
定による改正後の検察官の俸給等に関する法律
別表副検事の項の号の俸給月額とする。

旧号	新号
二号	三号
三号	四号
四号	五号
五号	六号

六号	七号
七号	八号
八号	九号
九号	十号
十号	十一号
十一号	十二号
十二号	十三号
十三号	十四号
十四号	十五号
十五号	十六号
十六号	十七号

第三条 (経過措置)
一部施行日の前日から引き続き検察官で
ある者で、その受ける俸給月額が同日において
受けていた俸給月額(検察官の俸給等に関する
法律等の一部を改正する法律(平成二十四年法
律第五号)の施行の日において次の各号に掲げ
る検察官である者にあつては、当該俸給月額に
当該各号に定める割合を乗じて得た額とし、そ
の額に一円未満の端数を生じたときはこれを切
り捨てた額とする。以下この項において「基準
額」という。)に達しないこととなるものには、
平成二十六年三月三十一日までの間において、
その受ける俸給月額が基準額に達するまでの間
(検事総長及び東京高等検察庁検事長にあつて
は、平成二十二年三月三十一日までの間)、俸
給月額のほか、その差額に相当する額を俸給と
して支給する。

一 検事総長、次長検事、検事長、検察官の俸
給等に関する法律別表検事の項一から八号
までの俸給月額の俸給を受ける検事及び同法
附則第三条に定める俸給月額の俸給又は同表
副検事の項一若しくは二の俸給月額の俸
給を受ける副検事 百分の九十八・九四

二 検察官の俸給等に関する法律別表検事の項
九号から十九号までの俸給月額の俸給を受け
る検事及び同表副検事の項三から十四号ま
での俸給月額の俸給を受ける副検事 百分の
九十九・一

一部施行日以降に新たに検察官となつた者に
ついて、任用の事情等を考慮して前項の規定に
よる俸給を支給される検察官との権衡上必要が
あると認められるときは、当該検察官には、法
務大臣の定めるところにより、同項の規定に準
じて、俸給を支給する。

次長検事又は検事長(東京高等検察庁検事長
を除く。)で、前二項の規定による俸給を支給

3

3

されるものには、検察官の俸給等に関する法律
 第一条第一項の規定によりその例によることと
 される特別職の職員に関する法律等の一
 部を改正する法律（平成十七年法律第百十四
 号）附則第五条の規定にかかわらず、平成二十
 二年三月三十一日までの間、一般職の職員の給
 与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五
 号）の適用を受ける職員の例により、地域手当
 を支給する。

附則（平成一八年一月一七日法律第
 一〇一号）抄

（施行期日）
 第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施
 行する。

附則（平成一九年一月三〇日法律第
 一二三号）

1 この法律は、公布の日から施行し、この法律
 による改正後の検察官の俸給等に関する法律
 （以下「新法」という。）の規定は、平成十九年
 四月一日から適用する。
 2 新法の規定を適用する場合には、この
 法律による改正前の検察官の俸給等に関する法
 律の規定に基づいて支給された俸給その他の給
 与とは、新法の規定による俸給その他の給与の内
 払とみなす。

附則（平成二二年五月二九日法律第四
 一号）抄

（施行期日）
 第一条 この法律は、公布の日から施行する。
 附則（平成二二年一月三〇日法律第
 九一号）

この法律は、公布の日の属する月の翌月の初
 日（公布の日が月の初日であるときは、その
 日）から施行する。
 附則（平成二二年一月三〇日法律第
 五八号）

この法律は、公布の日の属する月の翌月の初
 日（公布の日が月の初日であるときは、その
 日）から施行する。

附則（平成二四年二月二九日法律第五
 号）

（施行期日）
 第一条 この法律は、公布の日の属する月の翌月
 の初日（公布の日が月の初日であるときは、そ
 の日）から施行する。ただし、第二条及び次条
 から附則第四条までの規定は、平成二十四年四
 月一日から施行する。

（検察官の平均給与額に関する国家公務員災害
 補償法の適用の特例）

第二条 前条ただし書に規定する規定の施行の日
 から平成二十六年三月三十一日までの間におい
 ては、国家公務員災害補償法（昭和二十六年法
 律第百九十一号）第四条第四項の規定に基づき
 計算される検察官の平均給与額は、同項及び同
 項の人事院規則の規定にかかわらず、当該人事
 院規則において検察官に対して現実に支給され
 た給与の額を基礎として計算することとされて
 いる場合を除き、検察官の俸給等に関する法律
 附則第四条第一項及び同法第一条第一項の規定
 によりその例によることとされる国家公務員の
 給与の改定及び臨時特例に関する法律（平成二
 十四年法律第二号）第九条第二項の規定により
 給与の支給に当たって減ずることとされる額に
 相当する額を減じた給与の額を基礎として当該
 人事院規則の規定の例により計算した額とす
 る。

（端数計算）

第三条 前条の規定により給与の支給に当たって
 減ずることとされる額を算定する場合には、お
 いて、当該額に一円未満の端数を生じたときは、
 これを切り捨てたものとする。

（政令への委任）

第四条 前二条に定めるもののほか、この法律の
 施行に関し必要な事項は、政令で定める。

附則（平成二六年四月一八日法律第二
 二号）抄

（施行期日）
 第一条 この法律は、公布の日から起算して六月
 を超えない範囲内において、政令で定める日か
 ら施行する。ただし、次の各号に掲げる規定
 は、当該各号に定める日から施行する。
 一 次条及び附則第三十九条から第四十二条ま
 の規定（公布の日）
 二 処分等の効力

第十条 この法律の施行前にこの法律による改正
 前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。
 次条第一項において「旧法令」という。）
 の規定によつてした処分、手続その他の行為で
 あつて、この法律による改正後のそれぞれの法
 律の規定に相当の規定があるものは、この附則
 に別段の定めがあるものを除き、この法律によ
 る改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令
 を含む。同項において「新法令」という。）の
 相当の規定によつてしたものとみなす。

（命令の効力）

第十一条 この法律の施行の際現に効力を有する
 旧法令の規定により発せられた内閣府令又は総
 務省令で、新法令の規定により内閣官房令で定
 めるべき事項を定めているものは、この法律の
 施行後は、内閣官房令としての効力を有するも
 のとする。

2 この法律の施行の際現に効力を有する人事院
 規則の規定でこの法律の施行後は政令をもつて
 規定すべき事項を規定するものは、施行日から
 起算して二年を経過する日までの間は、政令と
 しての効力を有するものとする。

（その他の経過措置）

第十三条 附則第三条から前条までに定めるもの
 のほか、この法律の施行に関し必要な経過措置
 は、政令（人事院の所掌する事項については、
 人事院規則）で定める。

（検討）

第四十二条 政府は、平成二十八年度までに、公
 務の運営の状況、国家公務員の再任用制度の活
 用の状況、民間企業における高齢者の安定し
 た雇用を確保するための措置の実施の状況そ
 他の事情を勘案し、人事院が国会及び内閣に平
 成二十三年九月三十日に申し出た意見を踏まえ
 つつ、国家公務員の定年の段階的な引上げ、国
 家公務員の再任用制度の活用拡大その他の雇
 用と年金の接続のための措置を講ずることにつ
 いて検討するものとする。

附則（平成二六年一月二八日法律第
 一三〇号）

（施行期日等）
 第一条 この法律は、公布の日から施行する。た
 だし、第二条及び附則第三条の規定は、平成二
 十七年四月一日から施行する。
 2 第一条の規定による改正後の検察官の俸給等
 に関する法律（次条において「新法」という。）
 の規定は、平成二十六年四月一日から適用す
 る。

（給与の内払）

第二条 新法の規定を適用する場合には、
 第一条の規定による改正前の検察官の俸給等
 に関する法律の規定に基づいて支給された俸給そ
 の他の給与は、新法の規定による俸給その他の
 給与の内払とみなす。

（経過措置）

第三条 附則第一条第一項ただし書に規定する規
 定の施行の日（以下「二部施行日」という。）

の前日から引き続き検察官である者で、その受
 ける俸給月額が同日において受けていた俸給月
 額に達しないこととなるものには、平成三十年
 三月三十一日までの間において、その受ける俸
 給月額が一部施行日の前日において受けていた
 俸給月額に達するまでの間、俸給月額のほか、
 その差額に相当する額を俸給として支給する。
 2 一部施行日以降に新たに検察官となつた者
 について、任用の事情等を考慮して前項の規定に
 よる俸給を支給される検察官との権衡上必要が
 あると認められるときは、当該検察官には、法
 務大臣の定めるところにより、同項の規定に準
 じて、俸給を支給する。

3 次長検事又は検事長（東京高等検察庁検事長
 を除く。）で、前二項の規定による俸給を支給
 されるものには、検察官の俸給等に関する法律
 第一条第一項の規定によりその例によることと
 される特別職の職員の給与に関する法律の一部
 を改正する法律（平成二十六年法律第百六号）
 附則第五条の規定にかかわらず、平成三十年三
 月三十一日までの間、一般職の職員の給与に關
 する法律（昭和二十五年法律第九十五号）の適
 用を受ける職員の例により、地域手当を支給す
 る。

附則（平成二八年一月二六日法律第六
 号）

（施行期日等）
 1 この法律は、公布の日から施行し、この法律
 による改正後の検察官の俸給等に関する法律
 （次項において「新法」という。）の規定は、平
 成二十七年四月一日から適用する。

（給与の内払）

2 新法の規定を適用する場合には、この
 法律による改正前の検察官の俸給等に関する法
 律の規定に基づいて支給された俸給その他の給
 与（検察官の俸給等に関する法律の一部を改正
 する法律（平成二十六年法律第百三十号）附則
 第三条の規定に基づいて支給された俸給及び地
 域手当を含む。）は、新法の規定による俸給そ
 の他の給与（同条の規定による俸給及び地域手
 当を含む。）の内払とみなす。

附則（平成二八年一月三〇日法律第
 九一号）

（施行期日等）
 1 この法律は、公布の日から施行し、この法律
 による改正後の検察官の俸給等に関する法律

による改正後の検察官の俸給等に関する法律

(次項において「新法」という。)の規定は、平成二十八年四月一日から適用する。
(給与の内払)

2 新法の規定を適用する場合には、この法律による改正前の検察官の俸給等に関する法律の規定に基づいて支給された俸給その他の給与(検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律(平成二十六年法律第百三十号)附則第三条の規定に基づいて支給された俸給及び地域手当を含む。)は、新法の規定による俸給その他の給与(同条の規定による俸給及び地域手当を含む。)の内払とみなす。

附則 (平成二十九年一月二十五日法律第百三十三号)
(施行期日等)
1 この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の検察官の俸給等に関する法律(次項において「新法」という。)の規定は、平成二十九年四月一日から適用する。
(給与の内払)

2 新法の規定を適用する場合には、この法律による改正前の検察官の俸給等に関する法律の規定に基づいて支給された俸給その他の給与(検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律(平成二十六年法律第百三十号)附則第三条の規定に基づいて支給された俸給及び地域手当を含む。)は、新法の規定による俸給その他の給与(同条の規定による俸給及び地域手当を含む。)の内払とみなす。

附則 (令和元年十一月二十九日法律第五九号)
(施行期日等)
1 この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の検察官の俸給等に関する法律

(次項において「新法」という。)の規定は、平成三十一年四月一日から適用する。
(給与の内払)

2 新法の規定を適用する場合には、この法律による改正前の検察官の俸給等に関する法律の規定に基づいて支給された俸給その他の給与は、新法の規定による俸給その他の給与の内払とみなす。

附則 (令和三年六月一日法律第六一七号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、令和五年四月一日から施行する。ただし、第三条中国国家公務員退職手当法附則第二十五項の改正規定及び第八条中自衛隊法附則第六項の改正規定並びに次条並びに附則第十五条及び第十六条の規定は、公布の日から施行する。
(その他の経過措置の政令等への委任)
第十五条 附則第三条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令(人事院の所掌する事項については、人事院規則)で定める。

附則 (令和四年二月二十八日法律第九一七号)
(施行期日等)
1 この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の検察官の俸給等に関する法律(次項において「新法」という。)の規定は、令和四年四月一日から適用する。
(給与の内払)

2 新法の規定を適用する場合には、この法律による改正前の検察官の俸給等に関する法律の規定に基づいて支給された俸給その他の給与は、新法の規定による俸給その他の給与の内払とみなす。

附則 (令和五年二月二四日法律第七七号)
(施行期日等)
1 この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の検察官の俸給等に関する法律(次項において「新法」という。)の規定は、令和五年四月一日から適用する。
(給与の内払)

2 新法の規定を適用する場合には、この法律による改正前の検察官の俸給等に関する法律の規定に基づいて支給された俸給その他の給与は、新法の規定による俸給その他の給与の内払とみなす。

区分	俸給月額
検事総長	一、四七〇、〇〇〇円
次長検事	一、三〇三、〇〇〇円
東京高等検察庁検事長	一、二〇三、〇〇〇円
その他の検事長	一、一七八、〇〇〇円
検事	一、〇三八、〇〇〇円
一号	九六八、〇〇〇円
二号	八二〇、〇〇〇円
三号	七〇八、〇〇〇円
四号	六三六、〇〇〇円
五号	五七六、〇〇〇円
六号	五一八、〇〇〇円
七号	四二三、〇〇〇円
八号	三八九、〇〇〇円
九号	三六七、一〇〇円
十号	三二二、四〇〇円
十一号	二九一、四〇〇円
十二号	二八二、二〇〇円
十三号	二六三、五〇〇円
十四号	二五四、八〇〇円
十五号	二四九、四〇〇円
十六号	二四四、〇〇〇円
十七号	二四〇、〇〇〇円
十八号	二三六、〇〇〇円
十九号	二三三、〇〇〇円
二十号	二二九、〇〇〇円
副検事	二二四、〇〇〇円
一号	二一八、〇〇〇円
二号	二一四、〇〇〇円
三号	二一〇、〇〇〇円
四号	二〇六、〇〇〇円
五号	二〇二、〇〇〇円
六号	一九八、〇〇〇円
七号	一九四、〇〇〇円
八号	一九〇、〇〇〇円
九号	一八六、〇〇〇円
十号	一八二、〇〇〇円
十一号	一七八、〇〇〇円
十二号	一七四、〇〇〇円
十三号	一七〇、〇〇〇円
十四号	一六六、〇〇〇円
十五号	一六二、〇〇〇円
十六号	一五八、〇〇〇円
十七号	一五四、〇〇〇円